

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案に対する修正案要綱

一 人口の特例の適用対象となる区域について、平成二十七年の国勢調査人口が平成二十二年の国勢調査人口を著しく下回る指定市町村の区域に限らず、指定都道府県の全域とすること。　（第三条第一項関係）

二 その他所要の規定を整理すること。